

事務所だより

第145号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険証の本人直接交付

健康保険制度における被保険者証については、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条3項により、保険者から事業主に送り、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。

しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日より、保険者が支障がないと認めるときには、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することができるようになりました。

なお、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証についても同様です。

今回の改正について、厚生労働省より令和3年8月13日付け事務連絡「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則

則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項等について」「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」が発出され、具体的な取扱いが整理されています。次にその主なQ&Aを掲載いたします。



被保険者証等の直接交付に関するQ&A

Q1 「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

Q4 直送の具体的な運用について、留意すべき点はあるか。例えば、事業所ごとの状況に応じて、取扱いを変えることは可能か。

A 運用について特段の制限はないが、直送に要する費用は、被保険者・事業主全体が負担する保険料等を原資としていることから、公平性の確保に留意する必要がある。被保険者・事業所間における不公平が生じないよう留意した上で、具体的な運用を各保険者の実情に応じて決めることが可能である。

Q5 テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいのか。

A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「施行規則」という。）においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

Q6 被保険者証を直接交付する場合であっても、交付した旨を事業主に通知する必要があるか。

A 施行規則第46条において、厚生労働大臣又は健康保険組合は、被保険者の資格の取得の確認を行ったとき、又は事業所整理記号及び被保険者整理番号を変更したときは、遅滞なく、事業所整理記号及び被保険者整理番号を事業主に通知しなければならないとされているため、引き続き事業所整理記号及び被保険者整理番号を通知する必要があるが、交付した旨の通知は必須ではない。また、事業主においても、通知された事業所整理記号及び被保険者整理番号を適切に管理することが必要である。

Q7 送付方法に制限等はあるか。

A 送付方法は、紛失リスク等を考慮した上で各保険者の実情に応じて適正に判断いただくことになる。



『全国労働衛生週間』

72回目を迎えました

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の『労働衛生』に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的に、昭和25年から実施され、今年で72回目となりました。その年に合ったスローガンを掲げ、スローガンに沿った活動を行うために、毎年9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間としています。

今年の全体（主）スローガン

向き合おう！
こころから
健康管理

また、今年は「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む事業場が活用しやすいように、副スローガン『うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守

る健康職場』も掲げられました。

なお、今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しながら、全国労働衛生週間を実施してください。

準備期間に取り組む重点事項

- 9月の準備期間は、日常の労働衛生活動の総点検を行い、次の重点事項に取り組みます。
- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策
 - ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
 - ④ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
 - ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
 - ⑥ 石綿による健康障害防止対策
 - ⑦ 「職場における受動喫煙防

止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策

- ⑧ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と
- ⑨ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策
- ⑩ 「STOP・熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策

本週間に取り組みたい事項

10月の本週間では、次の事項を取り組みます。

ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ 労働衛生に関する優良職場、功績等の表彰

エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等

の実施

10月の労務手続
「提出先・納付先」

1日～7日

○ 全国労働衛生週間実施期間

11日

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

11月1日

○ 労働者死傷病報告の提出

（休業4日未満、7月～9月分）
「労働基準監督署」

○ 労働保険料の納付（延納第2期分）（口座振替を利用しない場合）
「郵便局または銀行」

○ 健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

ようやく朝夕が涼しく感じられるようになり、虫の声に少し癒される時期になりました。日の入りが早くなり、気付くと窓の外が暗くなっています。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

Q 妊娠4カ月目の従業員が退職します。健康保険の資格喪失後、半年以内に産出すれば出産育児一時金が支給されるのですが、もしも産出日が半年を過ぎるとどうなるのでしょうか。

退職後の出産育児一時金

A 健康保険法第106条では、被保険者資格を喪失した後も、以下のいずれかに該当している場合は、資格喪失後の産出であっても給付を受けることができます。

①引き続き1年以上の被保険者期間がある被保険者が、資格喪失後6ヶ月以内に産出した場合

②引き続き1年以上の被保険者期間がある被保険者が、退職後任意継続被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失後6ヶ月以内に産出した場合

ここで注意したいのは、「引き続き1年以上の被保険者期間がある」とは、現在の勤務先で1年未満でも、それ以前の協会けんぽ（または健康保険組合）加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1年以上ある場合も含みます。

ただし、任意継続の期間及び、共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。また、資格を喪失した本人の産出が対象のため、家族など被扶養者が産出しても支給されません。

今回のご質問についてですが、給付要件に『資格喪失後6か月以内』と定められているため、実際の産出日が6か月を超えたときは受給できません。

ただし、退職後に、夫が健康保険の被保険者で、その被扶養者となっている場合には、家族出産育児一時金が支給されます。国民健康保険の被保険者となったケースでも、出産育児一時金は、条例等に基づいて支給される可能性があります。